

計量 ジャーナル

Japan Association for Metrology Promotion

Summer/2018

Vol.38-2

日計振情報

第7回定時総会開催報告

平成30年度 第1回計量士部会

計量行政情報

官報情報

産総研コーナー

計量標準総合センター（NMIJ）の
近況報告

計量 ジャーナル

Japan Association for Metrology Promotion

Summer, Vol.38-2 / 2018

CONTENTS

4 日計振情報

- 4 ◆第7回定時総会開催報告
- 6 ◆平成30年度 第1回計量士部会
- 7 ◆2018年度 各地区で計画中の計量士技術講習会の情報提供について
- 9 ◆平成29年度 中小企業向け測定基礎研修運営委員会
- 9 ◆計量記念日組織委員会
- 10 ◆第1回計量記念日実行委員会
- 10 ◆計量啓発標語募集要項
- 11 ◆何でもはかってみようコンテスト募集のお知らせ

12 計量行政情報

- 12 官報情報

18 合格体験記

- 18 第68回計量士国家試験 環境計量士（濃度関係）合格
安井株式会社 荒殿 剛
- 22 第68回計量士国家試験 一般計量士合格
川本電産株式会社 稲吉 秀紀

25 産総研コーナー

計量標準総合センター（NMIJ）の近況報告

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター
計量標準調査室 島岡 一博

30 編集後記

第7回定時総会開催報告

平成30年5月24日ホテルインターコンチネンタル東京ベイにおいて第7回一般社団法人日本計量振興協会定時総会を開催した。平成29年度事業報告、収支決算報告、役員を選任について審議され、それぞれ承認された。また、公益目的支出計画実施報告、平成30年度事業計画、収支予算等についての報告があった。引き続き同会場で、平成29年度調査研究委員会成果発表会が行われた。会場を移し、第7回計量功労者表彰式を開催し、団体及び企業から推薦された40名の方々に計量功労者表彰状及び記念品が贈呈され、経済産業省産業技術環境局計量行政室長吉岡勝彦様よりご祝辞を賜りました。懇親会は、経済産業省大臣官房審議官佐藤文一様よりご祝辞を賜り、また、産業技術総合研究所計量標準総合センター長白田孝様の乾杯のご発声で懇談に入り、会員相互の親睦を深めた。

1. 平成29年度事業報告

平成29年度は、計量の普及啓発、計量管理の推進、計量の教育・訓練、計量の情報調査・交流、計量管理受託業務及び試験・校正事業の6事業を中心として実施した。景気回復による持ち直しの兆しも見られ、全体事業の収支は全体的に堅調に推移した。

恒例の計量記念日事業の実施及び出版物の発行、一般消費者、企業等への計量思想の普及啓発や計量情報の提供を行った。また、啓発標語の募集（応募474点）や全国小学生対象の「何でもはかってみようコンテスト」（応募85作品）を実施した。

自動はかりの計量管理に関する調査研究、ISO/JIS Q 10012規格の普及活用、計量管理に関わる新教科書の作成、計量管理記述基礎講座をはじめと

総務部

する各種講習会、計量士育成のための国家試験準備・直前講習会の開催、中小企業向け測定基礎教育研修会を全国各地で実施した。

全国計量士大会及び認定事業者部会全体会議の開催を通して計量関係者の意見交換や交流会を実施した他、日中韓計量測定協力セミナーを、9月21日・22日に日本で開催し意見交換を行った。

日本郵政グループ計量管理受託業務については、平成29年4月から平成30年3月の受託期間に、郵便局等のはかりの定期検査、適正計量管理主任指導の業務を実施した。また、計量管理講習会の継続開催により受託体制の整備を行った。

試験・校正業務については、力計、一軸試験機、温度計、質量（分銅・おもり）等の校正・検査事業を推進するとともに、JCSS認定関連業務として、一軸試験機内部監査、現地監査、マネジメントレビュー、校正課員の技術講習会及び校正技術部会等を開催した。

2. 理事の選任について、以下の41名が承認された。

（理事）鍋島孝敏、石蔵利治、阿知波正之、田中充、肥田敬夫、横田貞一、山本和彦、河住春樹、村松徳治、秦勝一郎、清宮貞雄、*西野寧一、小林悌二、高橋夏樹、土谷令次、西秀記、高橋稔、金井一榮、荒井良明、佐藤竹一郎、*大平岳男、上野芳則、*鶴飼豊彦、黒田晋一、巻野和子、*石川恭司、磯金國夫、向井幸雄、押本恵一、*田中幸四郎、堀井 茂、石原清史、横山守二、金森明文、谷本淳、宮沢敬治、森島泰信、依田恵夫 *は新任
（監事）檜林功、森敏昭、安孫子初



3. 平成29年度決算報告

平成29年度事業報告正味財産増減計算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：千円)

科目	実施事業会計	その他事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金計	0	0	40	40,000
受取会費計	0	0	32,068	32,068
事業収益計	8,231	283,657	0	291,888
受取補助金等計	1,437	0	0	1,437
雑収益計	15	1,289	35	1,339
経常収益計	9,683	284,946	32,143	326,772
(2) 経常費用				
事業費計	48,434	262,355	0	310,789
管理費計	0	0	12,415	12,415
経常費用計	48,434	262,355	12,415	323,204
評価損益等調整前当期経常増減額	△38,750	22,591	19,727	3,568
当期経常増減額	△38,750	22,591	19,727	3,568
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
退職給付引当金取崩額	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△38,750	22,591	19,727	3,568
法人税、住民税及び事業税	89	2,145	0	2,234
当期一般正味財産増減額	△38,839	20,446	19,727	1,334
一般正味財産期首残高	△164,941	245,313	139,104	219,476
一般正味財産期末残高	△203,780	265,759	158,831	220,810

4. 平成30年度事業計画

平成30年度は、自動はかりの計量管理技術講習会や指定検定機関の要件に対応する計量団体向け説明会等を実施する。また、郵政計量管理受託事業、試験校正事業、普及啓発事業、計量管理推進や計量関係者向け研修及び計量情報調査交流等を確実に実施していく方針である。

「平成30年度 重点事業実施方針」

(1) 郵政計量管理事業の継続実施

計量管理受託事業を的確に実施するため研修の徹底及び業務管理体制の強化を図る。

(2) 試験・校正事業体制の確保

JCSS校正事業の推進及び品質システムの確保を図る。

(3) 計量管理の推進

①自動はかりの計量管理の推進と計量士の育成を行う。

②ISO/JIS Q 10012計測管理規格の活用を推進する。

(4) 研修体制の充実

各方面の計量関係者向け研修内容の見直し強化を図る

①計量士向け研修②計測管理技術者向け研修 ③校正技術者向け研修 ④中小企業技術者向け研修

(5) 計量制度改正への対応策の検討・実施

計量制度(政省令)改正への今後の対応策を検討・実施する。

(6) 計量の情報調査・交流の推進

以下の活動を通し計量の情報調査・交流を充実する。

①計量士部会 ②認定事業者部会 ③ISO/TC12(量及び単位)国内委員会、JIS原案作成委員会④計量団体連絡会議

5. 平成30年度収支予算(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【経常収益】(単位：千円)

科目	実施事業会計	その他の会計	法人会計	合計
会費収入	0	0	32,292	32,292
事業収入	9,800	284,930	0	294,730
受取補助金等	800	0	0	800
雑収益	0	850	50	900
経常収益計	10,600	285,780	32,342	328,722

【経常費用】

科目	実施事業会計	その他の会計	法人会計	合計
管理費	0	0	13,646	13,646
事業費	45,244	268,178	0	313,422
経常費用計	45,244	268,178	13,646	327,068
当期経常増減額	△34,644	17,602	18,696	1,654

6. 平成30年5月24日、臨時理事会を開催し、決議により下記の役付き理事が選定された。

会 長 鍋島 孝敏

副会長 石蔵 利治、阿知波 正之、田中 充、肥田 敬夫、横田 貞一、山本 和彦

専務理事 河住 春樹

常務理事 村松 徳治、秦 勝一郎

平成30年度 第1回計量士部会

推進部

6月4日(月)、第1回計量士部会が日本計量会館において開催された。

本年度は、役員改選があり、定時総会で阿知波正之副会長が部会長に選任された。

まず、阿知波部会長が就任挨拶を行った後、部会長から選任された各委員に委嘱状を交付した。議事では、①年間の部会開催計画、②計量士技術講習会の講座設定の方針、③第16回全国計量士大会の意見・要望とアンケート結果、④第17回全国計量士大会の開催、⑤政省令改正の動向について、意見交換を行った。

計量士技術講習会については、①各地区で実施する講習会を把握し、身近で実施される講習会に参加出来るようジャーナル等で周知することとした。また、政省令改正への具体的な対応として、②指定検定機関で検定業務に携わる計量士育成及び適正計量管理事業所を始めとした、計量管理コースを実施することについて意見交換を行った。

計量士大会のテーマ設定については、計量制度改正に対応して指定検定機関申請の準備を整えている地区から状況と課題等について発表することが出来ないか検討した。第17回全国計量士大会は、2019年2月22日(金)、「西鉄グランドホテル」(福岡市：市営地下鉄天神駅下車5分)で開催することが承認された。次回(7月23日開催決定)は、計量士技術講習会講座と計量士大会のテーマ等、詳細について検討し確定する。

計量士部会委員 構成(法人種別、役職省略)

◎：新任

「部会長」

阿知波正之 日本計量振興協会 副会長
愛知県計量士会

「副部会長」

桑山 重光 東京計量士会

「委員」

◎堀田 圭一 計量計測技術センター
金井 一榮 埼玉県計量協会
白鳥 慎治 神奈川県計量士会
吉川 勲 京都府計量協会
万福 良秋 大阪計量士会
脇本 勉 岡山県計量協会
末崎 繁 福岡県計量協会

「事務局」

河住 春樹
村松 徳治
小林 雄志
竹内 麻美



2018年度 各地区で計画中の計量士技術講習会の情報提供について

推進部

日頃、当協会の各種事業の推進にご理解とご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、計量士部会では、全国各地で行われている計量士技術講習会、研修会の状況を把握し、誰でも参加可能な講習会があればこれを利用出来るよう会員各位に周知することを目的に当会発行誌「計量ジャーナル（7月号）」に掲載することとしました。

各地区で実施する主に計量士向け研修会、講習会のうち計量士の知見、技能の向上に必要、かつ、相応しいものについて、調査結果から選別して、概要を掲載いたしました。各講習会の詳細な開催情報は、実施団体にご確認下さい。

なお、計量士部会では、平成18年度から、「計量士技術講習会」として、「リフレッシュ基礎コース」、「実務コース：①量目検査、②はかり校正と不確かさ、③分銅校正と不確かさ」及び「専門コース：計測管理」の各講座を開催してきましたが、当会登録計量士の多くが受講されたことから、この見直しを進めて来しました。

新たな講座については、最近の計量法令改正に対応して、指定検定機関で検定に携わる計量士に対する研修、自動はかり計量管理及びISO10012の活用を目指した計量管理コース講座を開設する方針で検討中です。確定しましたら、改めて周知案内いたします。

◆各地区で計画中の講習会概要

注1：「実施実績予定時期」欄は、これまでの実施状況を示しているものと、本年度の計画を記載しているものがありますので参考として見て下さい。

注2：全国各地区の団体から調査表で回答があったものについてのみ記載していますので、ご注意下さい。

注3：適正計量管理主任者関係講習会も記載しております。

注4：当該団体以外会員計量士が受講可能かどうかは直接主催団体に確認下さい。

1 技術講習会

開催場所等 コース名	実施団体 計量士会・協会名	実施実績 予定時期	講習 日程	参加人数 規模	備考
◆商品量目検査講習会	秋田県計量協会	2019年3月	半日	40名程度	・座学
◆電気式はかりの校正講習会	京都府計量協会	2019年1月	1日	20名程度	・座学 ・実習
◆計量基礎知識研修会 (長さ計、圧力計他)	福岡県計量協会 (計量管理部)	2018年7月24日	半日	40名程度	・座学 (講師は計測器メーカー)
◆計量士技術研修会 (自動はかりの検定)	福岡県計量協会 (計量士部会)	2019年1月	1日	40名程度	・座学

2 定期検査、計量管理業務関係 技術講習会

開催場所等 コース名	実施団体 計量士会・協会名	実施実績 予定時期	講習 日程	参加人数 規模	備考
指定定期検査機関 業務講習会 (非自動はかりの検査)	福島県計量士会	2019年3月	半日	10名程度	・座学
	埼玉県計量協会	1月	半日	10名程度	・座学
	大阪計量士会	不定期	1日	数名程度	・実習
	福岡県計量協会	8月、12月	1日	30名程度	・座学 大型、高精度現場での問題点とその対応方針
	長崎県計量協会	1月	半日	不明	・座学 ・実習

代検査講習会	福島県計量士会	2019年1月	1日	10名程度	・座学 ・実習
	埼玉県計量協会	不定期	半日	20名程度	・座学 ・実習
	愛知県計量連合会	3月	半日	20名程度	・座学
適正計量管理事業講習会（流通）	福島県計量士会 （量目検査講習会他）	2019年 月	1日	30名	・座学
	埼玉県計量協会	2月	半日	規模	・座学
	千葉県計量協会 計量士部会共催	2017年11月 2018年 月 ・計画中	半日	60名程度	・座学
	愛知県計量連合会	10月	半日	110名	・座学
	大阪府計量協会 大阪府計量検定所 （一般従業員対象）	10月10日	半日	50名	・座学
適正計量管理事業講習会（製造）	福島県計量士会	2019年3月	1日	40名	・座学
	埼玉県計量協会	11月	半日	10名程度	・座学 ・実習
	千葉県計量協会 計量士部会共催	2017年11月 2018年 月 ・計画中	半日	60名程度	・座学
	愛知県計量連合会	10月	1日	110名程度	・座学
	大阪府計量協会 大阪府計量検定所 （一般従業員対象）	10月11/12日	1日	200名	・座学
計量管理技術研修会）	福岡県計量協会 （計量管理部会） （適正計量管理事業 所対象）	2018年9月7日	半日	20名程度	・座学 ・見学

3 不定期に実施される講習会

コース名	開催場所等	実施団体 計量士会・協会名	実施実績 予定時期	講習 日程	参加人数 規模	備考
◆商品量目検査講習会		大阪計量士会	不定期	半日	20名程度	・座学
				半日	1名～2名	現場実習
◆製造部門講習会		神奈川県計量士会	不定期	半日	40名	・座学
		大阪計量士会	不定期	半日	20名程度	・座学
◆技術部門講習会		神奈川県計量士会	不定期	半日	40名	・座学
		大阪計量士会	不定期	半日	40～50名	・座学
◆計量士技術研修会		神奈川県計量士会	不定期	1日	40名	・座学

4 限定して開催されるもの

コース名	開催場所等	実施団体 計量士会・協会名	実施実績 予定時期	講習 日程	参加人数 規模	備考
自動はかりに関する 講習会		埼玉県計量協会	3月	半日	40名	・座学
		神奈川県計量士会	不定期	半日	40名	・座学
計量証明事業主任計量者 フォローアップ講習会		埼玉県計量協会	11月	半日	20名	・座学 ・見学
測定基礎と不確かさ 研修		埼玉県計量協会	3月	半日	10名	・座学 ・演習

平成29年度 中小企業向け測定基礎研修運営委員会

事業部

昨年度に引き続き、地域中小企業技術者向けの長さ、質量及び温度に関する測定基礎研修会を開催する。本研修会は、「中小企業向け測定基礎研修テキスト（第3版）」を使用して実施しており、中小企業に対する測定技術・知識の向上を図るとともに、地域計量団体の計量普及事業の推進を目的としている。

4月12日（木）日本計量会館において標記委員会を開催した。委員会では、配布資料に基づき、平成29年度に1府7県11箇所で開催し、158社から269名が参加した研修会について、その実施状況及び参加者アンケート集計結果について討議を行った。また研修テキストについて、全体の記述内容の見直しや修正作業を行った改訂版（第4版）案の最終討議を行い、6月に発行することが了承された。

委員長

横田 貞一 一般社団法人 日本計量振興協会 副会長
一般社団法人 群馬県計量協会 会長

委員

池田 秀和 一般社団法人 計量計測技術センター 専務理事
栗原 良一 一般社団法人 埼玉県計量協会 副会長
牛澤 泰二 一般社団法人 静岡県計量協会 副会長
渡辺 雪宣 株式会社 イノアック・コーポレーション
伊藤 嘉明 三重県計量士会 会長
吉川 勲 一般社団法人 京都府計量協会 副理事長

事務局

河住 春樹 一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
倉野 恭充 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部長
溝上 秀司 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部

計量記念日組織委員会

事業部

現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、経済産業省は11月1日を「計量記念日」とし、計量法の適切な実施とともに計量思想の普及啓発に努めてきている。

平成13年度初めて経済産業省・独立行政法人・行政機関・中央計量団体が一堂に会し、計量記念日組織委員会を設け、経済産業省と計量記念日組織委員会が主催して計量記念日全国大会を開催し、今日まで、実施してきた。

6月15日（金）、標記委員会が主婦会館プラザエフにおいて開催され、本年度の計量記念日事業実施計画について審議した。

平成30年度計量記念日全国大会は、11月1日（木）、ホテルインターコンチネンタル東京ベイ（竹芝）において開催し、地域、中央関係者相互の連携強化をはかるとともに、計量・計測関連企業およびユーザーそして一般消費者にも広く計量への意識を喚起する大会となるよう工夫する。また、小学生から計量に慣れ親しんでもらうこと目的とした「何でもはかってみようコンテスト」を引き続き実施するとともに、計量啓発標語の募集、ポスターの作成、特別講演の実施にあたり、工夫をこらし、計量普及に努めることを決定した。

第1回計量記念日実行委員会

事業部

7月2日(月)、標記委員会が日本計量会館において開催され、計量記念日全国大会特別講演のテーマ案について討論するとともに、広告会社より提案された全国統一ポスター候補6作品の内容、デザインについて検討を行い、投票から1作品を選定した。

特別講演のテーマ案については、歴史学と計測、予防医学と医療における計測、宇宙関連プロジェクト、科学の教室などを討議した。この中から、特別講演テーマ及び講師の決定等の詳細は事務局に一任することとした。

選定したポスターは、正しい計量を守り続けていくことを力強く訴求したキャラクター図案のものである。

ポスター案内文書は、7月中旬以降に正会員、認定事業者部会会員および行政機関に送付する。

委員長	肥田 敬夫	(一社)日本計量振興協会 副会長
委員	島岡 一博	(国研)産業技術総合研究所 計量標準調査室長
委員	大野 正隆	東京都計量検定所 副所長
委員	坂野 勝則	日本電気計器検定所 参与
委員	釘宮 悦子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
委員	小林 善男	(一財)日本品質保証機構 計量計測センター所長
委員	小島 孔	(一社)日本計量機器工業連合会 常務理事
委員	大岩 彰	日本ガスメーター工業会 事務局長
委員	池田 吾朗	日本圧力計温度計工業会 事務局長
委員	安齋 法子	(一社)福島県計量協会 総務主任
委員	川澄 紀子	長野県計量協会 主事
委員	横須賀健治	川崎市計量協会 会長
委員	巻野 和子	(一社)兵庫県計量協会 事務局長
委員	高松 宏之	(株)日本計量新報社 編集部長
経済産業省	渡辺 直行	経済産業省 計量行政室 室長補佐
事務局	河住 春樹	(一社)日本計量振興協会 専務理事
事務局	倉野 恭充	(一社)日本計量振興協会 事業部長
事務局	溝上 秀司	(一社)日本計量振興協会 事業部

計量啓発標語募集要項

1. 趣旨

計量記念日組織委員会では、多くの方々に正確な計量への意識を高めていただくことを目的に、計量啓発標語の募集を致します。

趣旨ご理解の上、奮ってご応募いただきますようお願い申し上げます。

2. 募集要項

- ①応募対象：どなたでも応募できます。
- ②応募数：1名につき1作品まで。
- ③テーマ：正しい計量の大切さをアピールするもの。
- ④応募方法：当協会HP (<http://www.nikkeishin.or.jp/>) で、「計量啓発標語募集」バナーをクリックして、「申し込みフォーム」に入力して応募してください。

標語作品、郵便番号・住所・氏名・年齢・職業(学校名など)・電話番号・e-mailアドレス(お持ちの方)を記入、又は入力して、郵送、FAX、又はHPよりご応募ください。

[注1] 書式は自由、未発表作品に限ります

3. 応募締切

平成30年9月4日(火)必着

4. 審査

計量記念日実行委員会において審査します。

5. 賞及び賞品

最優秀作品1点	賞状、副賞
優秀作品2点	賞状、副賞
佳作10点	賞状、副賞

6. 発表

最優秀作品及び優秀作品については11月1日(休)開催の計量記念日全国大会(東京)において表彰し、佳作については賞状及び記念品を送付します。また、最優秀作品は、平成31年度の経済産業省の計量記念日ポスターに掲載される予定です。

〈応募先・お問い合わせ先〉

計量記念日全国大会事務局／一般社団法人日本計量振興協会 事業部

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL：03-3269-3259 FAX：03-3268-2553

e-mail：kinenbi@nikkeishin.or.jp

協会ホームページ：http://www.nikkeishin.or.jp/



主催：計量記念日組織委員会
後援：経済産業省

小学生 キミだったら何をはかるのかな？

「何でもはかってみようコンテスト」

募集のお知らせ

小学生のみなさんへ

学校や生活周辺にある身近なものをはかって（計る、量る、測る）みると、意外な事実や発見に気付くことがあります。そこで「計量記念日組織委員会」では、全国の小学生の皆さんから「何でもはかってみよう」というアイデアを募集することで、「はかる」ことの楽しさや、その大切さを広げていきたいと考えています。

まずは、「はかってみたいと思う物」を選び出して、いろいろと観察や工夫をしてみてください。その「アイデア」と「実験の記録」を応募方法にしたがってお寄せいただくと、審査の結果、優秀な作品には、下記の賞が贈られますので、多くの方からの応募を待っています。

先生・保護者の皆様へ

計量に関する制度は、経済・社会の最も基本的な制度であり、国民生活のあらゆる分野の基盤的な制度です。経済産業省は、毎年11月1日を「計量記念日」として、計量制度の普及や計量意識の向上を目指しています。計量行政機関及び計量関係団体からなる「計量記念日組織委員会」では、今年度も一般消費者への計量教育と情報提供の拡大を図るため、別記の要領で「何でもはかってみようコンテスト」の募集を致します。

何でもはかってみようコンテストの応募方法

応募対象	日本全国の小学校の児童。個人またはグループ（3名以内）。応募作品は1名又は1グループにつき1点とさせていただきます。	応募方法	写真、図面、作文等によって、はかったもの、その方法、その結果、感想等をまとめ、紙に書いて提出してください。当協会指定の応募用紙（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入のうえ、作品と一緒に送ってください。 (1)未発表オリジナル作品に限ります。 (2)応募作品は原則として返却いたしません。 (3)A1サイズ以下の用紙を使用し、模造紙の場合は1枚以内にまとめてください。
テーマ	自由なテーマで、さまざまな方法や考え方によって、あるものをはかったことを表わす作品とします。長さ、重さ、量、面積、角度、時間、速さ、温度、湿度、形、明暗、音の大小など、はかれるものは何でも対象とと考えてください。過去の受賞作品例と、その具体的な内容については、当協会ホームページを検索して、ご覧ください。	応募締切	平成30年9月4日(火)必着
留意事項	(1)募集段階の留意事項 ●応募作品の実験に際しては、安全面及び衛生面に十分に注意・配慮して行ってください。 (例示)①「火器や家電製品等」を扱う実験は、保護者の監督のもと安全面に配慮して行うこと。 ②「食品飲料等」を用いた実験は、保護者の監督のもと衛生管理面に配慮して行うこと。 (2)審査段階の留意事項 ●応募作品の審査に際しては、これらの安全面及び衛生面を満たした実験であることを審査項目に加えて審査を行います。	審査及び各賞	何でもはかってみようコンテスト審査委員会で審査し、以下の賞を選定します。 ○最優秀作品賞…1点(賞状、賞品) ○優秀作品賞…3点(賞状、賞品) ○奨励賞…10点程度(賞状、他)
		発表	11月1日(木)開催の計量記念日全国大会(東京)において、最優秀作品賞及び優秀作品賞の受賞者の発表並びに表彰式を開催します。*受賞者及び引率者1名の往復旅費は、組織委員会にて負担致します。
		後援	経済産業省

応募・お問い合わせ先 計量記念日全国大会事務局／一般社団法人日本計量振興協会事業部 〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1
TEL：03-3269-3259 FAX：03-3268-2553 e-mail:kinenbi@nikkeishin.or.jp 協会ホームページ：<http://www.nikkeishin.or.jp/>

※昨年度入選作品については、協会ホームページ又は計量ジャーナルVol.37-4をご覧ください。

計量行政情報

— 官報情報 — 「平成30年3月1日～平成30年5月31日」



- 平成30年3月2日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第54号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認(平成30年2月14日承認)
【第K183号 東洋計器株式会社 長野県 ガスメーター】
- 平成30年3月2日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第55号
計量法第89条第1項に基づく特定計量器の型式承認(平成30年2月14日承認)
【第H181号 オンボエレクトロニクス(シェン ツェン)カンパニーリミテッド 抵抗体温計】
- 平成30年3月2日 日本電気計器検定所公告第29-13号
電気計器の型式承認(平成30年2月15日承認)
【第4350号 普通電力量計 A5X-T 大崎電気工業株式会社 交流単相2線式 100、200V 30A 50、60Hz】
【第4351号 普通電力量計 T31-T 株式会社エネゲート 交流単相2線式 100、200V 30A 50、60Hz】
- 平成30年3月8日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第56号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認(平成30年2月20日承認)
【第D181号 宮本スケール 香川県 非自動はかり】
【第K184号 東洋ガスメーター株式会社 富山県 ガスメーター】
【第Q182号 日本精密測器株式会社 群馬県 アネロイド型血圧計】
- 平成30年3月12日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第57号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認(平成30年2月23日承認)
【第SF181号 富士電機株式会社 神奈川県 磁気式酸素濃度計】
- 平成30年3月13日 日本電気計器検定所公告第29-14号
電気計器の型式承認(平成30年2月26日承認)
【第2843-1号 特別精密電力量計 WH4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDEB】
【第2844-1号 普通電力量計 WH4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDEB】
【第2845-1号 無効電力量計 WH4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDEB】
【第2846-1号 最大需要電力計 WH4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号 MDEB】
【第2421-2号 精密電力量計 WP4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第2422-2号 普通電力量計 WP4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第2423-2号 無効電力量計 WP4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第2424-2号 最大需要電力計 WP4E2-K16R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号 MDTR】
【第3242-2号 精密電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3243-2号 普通電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3244-2号 無効電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3245-2号 最大需要電力計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号 MDTR】
【第3242-3号 精密電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3243-3号 普通電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3244-3号 無効電力量計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号 MDTR】
【第3245-3号 最大需要電力計 SP4E6-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号 MDTR】
【第3460-1号 特別精密電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
【第3461-1号 普通電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
【第3462-1号 無効電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
【第3463-1号 最大需要電力計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】
【第3464-1号 特別精密電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
【第3465-1号 普通電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
【第3466-1号 無効電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】

- 【第3467-1号 最大需要電力計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】
- 【第3468-1号 精密電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3469-1号 普通電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3470-1号 無効電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3471-1号 最大需要電力計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】
- 【第3472-1号 精密電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3473-1号 普通電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3474-1号 無効電力量計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】
- 【第3475-1号 最大需要電力計 SE17-R 東光東芝メーターシステムズ株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】
- 平成30年3月30日 経済産業省令第10号
計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(修理済表示) 15条 法第50条第1項の表示(以下「修理済表示」という。)は次の各号に定めるところにより付するものとする。 一 [略] 二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。 イ・ロ [略] 三～五 [略] (登録に係る区分) 第90条 [略] 2 この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び校正測定能力とは次に掲げるものをいう。 一 [略] 二 最高測定能力 国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定値の最小不確かさ (計量器等の区分) 第90条の2 計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分(以下「計量器等の区分」という。)は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び校正測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。 (登録の申請) 第91条 法第143条第1項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第八十一による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。 一～三 [略] 四 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の校正測定能力の決定に係る書類 五・六 [略] (登録又は認定の基準が類似する場合の登	(修理済表示) 15条 法第50条第1項の表示(以下「修理済表示」という。)は次の各号に定めるところにより付するものとする。 一 [略] 二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。 イ・ロ [略] 三～五 [略] (登録に係る区分) 第90条 [略] 2 この節において「校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量」とは、計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力並びに次条に定める校正手法の区分の組み合わせをいう。なお、計量器等の種類については機構が別に定めるものとし、校正範囲及び最高測定能力とは次に掲げるものをいう。 一 [略] 二 最高測定能力 国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定値の最小不確かさ (計量器等の区分) 第90条の2 計量法関係手数料令別表第一第八号下欄の経済産業省令で定める計量器等の区分(以下「計量器等の区分」という。)は、計量器等の種類ごとに、校正範囲及び最高測定能力を組み合わせたものとする。ただし、重要な部分において異なる校正手法として経済産業大臣が告示で定める区分に属する二以上の計量器等の区分は、一区分として扱うものとする。 (登録の申請) 第91条 法第143条第1項の規定により登録を受けようとする者は、計量器の校正等の事業を行う事業所について様式第八十一による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。 一～三 [略] 四 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類 五・六 [略] (登録又は認定の基準が類似する場合の登



録申請等)

第91条の4 計量法関係手数料令別表第一第十二号上欄及び第十三号上欄の経済産業省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第146条第1項の登録

四～八 [略]

(変更の届出)

第92条 登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第八十二による届出書を機構に提出しなければならない。

一～四 [略]

五 最高測定能力を示す不確かさ(不確かさを大きくしたとき(次号に掲げる場合を除く。))に限る。)に限る。

六 第91条第3号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる校正測定能力を示す不確かさ

七 [略]

2～4 [略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

様式第81を次のように改める。

規則様式第81 (規則第91条関係)

登録申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

計量法第143条第1項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

1 登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

3 計量法関係手数料令別表第1第12号の適用の有無

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。

3 校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件として申請することができる。

4 現に登録された事業所の所在地の変更(住所表示の変更を除く。)、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。

5 すでに独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。

6 登録の際に、計量法関係手数料令別表第1第12号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載し、添付すること。

7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第81の2を次のように改める。

規則様式第81の2 (規則第91条の3関係)

登録更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

計量法第144条の2第1項の登録の更新を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号

2 登録の更新を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

3 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

4 計量法関係手数料令別表第1第13号の適用の有無

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。

3 現に登録した第90条第1項の区分中で、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、校正測定能力を示す不確かさを小さくする場合には記載すること。

4 計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更する場合は、記載すること。

5 すでに独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。

6 登録の更新の際に、計量法関係手数料令別表第1第13号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載し、添付すること。

7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第82を次のように改める。

規則様式第82 (規則第92条関係)

記載事項変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第92条第1項の規定により、届け出ます。

1 変更があった理由

2 変更の事由

備考

1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 登録年月日及び登録番号について記載すること。

様式第82の2を次のように改める。

規則様式第82の2 (規則第92条関係)

事業譲渡証明書

年 月 日

譲渡者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

譲受者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

上記の者の中で下記の登録に係る事業の全部の譲渡が 年 月 日にありましたことを証明します。

記

1 第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2 登録年月日及び登録番号

3 申請をした者の氏名又は名称及び住所

4 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 地位を継承した事実を証する書面及び継承された事業所に係る登録証を添付すること。

様式第82の3を次のように改める。

規則様式第82の3 (規則第92条関係)

事業承継証明書

年 月 日

被承継者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

承継者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

上記の者間で分割によって下記の登録に係る事業の全部の承継が 年 月 日にありましたことを証明します。

記

1 第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

2 登録年月日及び登録番号

3 申請をした者の氏名又は名称及び住所

4 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 地位を継承した事実を証する書面及び継承された事業所に係る登録証を添付すること。

様式第83を次のように改める。

規則様式第83 (規則第95条関係)

事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

下記の登録に係る事業は、年 月 日に廃止したので、計量法第146条において準用する第65条の規定により、届け出ます。

記

1 登録年月日及び登録番号

2 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地

3 第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

備考

1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 事業を廃止した事業所に係る登録証を添付すること。 様式第81の2を次のように改める。

様式第92を次のように改める。

規則様式第92 (第96条関係)

登録事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業所の名称等

年度	計量器の校正等の事業を行う事業所の名称	登録年月日及び登録番号
----	---------------------	-------------

2 校正等を行った件数等

第90条第1項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数
------------	---------------	----------

3 校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

計量器等の種類	数 量	証明書の発行番号及び発行年月日
---------	-----	-----------------

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 計量器については、特定標準器による校正等された計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。

3 3項については、特定標準器による校正等された計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 平成30年3月30日 経済産業省令 第11号


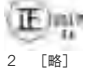
計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令次のように定める。

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(検定証印を付する部分) 第24条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物体に付さなければならない。	(検定証印を付する部分) 第24条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付さなければならない。
(有効期間満了の表示) 第25条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、法第72条第2項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合は、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。	(有効期間満了の表示) 第25条 法第72条第2項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により付する場合は、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合は、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。
様式一～三 [略] 2 [略] (検定を行った年月の表示) 26条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、法第72条第3項の規定による年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第5条第1項の経済産業省令で定める非自動はかりであって、これらの方法により検定を行った年月を表示するものが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものであるとして経済産業大臣が別に定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。	様式一～三 [略] 2 [略] (検定を行った年月の表示) 26条 法第72条第3項の規定による年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第5条第1項の経済産業省令で定める非自動はかりであって、これらの方法により検定を行った年月を表示するものが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものであるとして経済産業大臣が別に定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。
様式一～三 [略] (はり付け印による検定証印の表示) 26条の2 検定証印をはり付け印により付する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。	様式一～三 [略] (はり付け印による検定証印の表示) 26条の2 はり付け印の形状により検定証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。
2 [略] (装置検査証印) 第28条 [略] 2 [略] 3 法第七十五条第三項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシメーターにあっては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。	2 [略] (装置検査証印) 第28条 [略] 2 [略] 3 法第75条第3項の装置検査証印の有効期間の満了の年月は、打ち込み印又は押し込み印により、タクシメーターにあっては前項の規定により装置検査証印を付した金属片その他の物体の裏面に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。
様式一 2017 11 様式二 2017.11 様式三 2017.11 4 [略] (型式承認表示等) 第35条 型式承認表示及び法第84条第2項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二(法第84条第2項の場合にあっては、様式三から様式六までのいずれか)により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。	様式一 6 11 様式二 6.11 様式三 6.11 4 [略] (型式承認表示等) 第35条 型式承認表示及び法第84条第2項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二(法第84条第2項の場合にあっては、様式三から様式六までのいずれか)により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。
様式一～六 [略] (定期検査済証印) 第48条 法第24条第1項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。)を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。 一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式中の円内の数字及び様式中中の円内の上の数字は定期検査	様式一～六 [略] (定期検査済証印) 第48条 法第24条第1項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。)を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。 一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式中の円内の数字及び

<p>を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中中の円外の右下の数字及び様式中中の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。</p> <p>様式一・二 [略] 二 [略] 2・3 [略] (計量証明検査済証印等) 第56条 法第119条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中中の円外の右下の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中中の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。</p>  <p>2 [略]</p> <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	<p>様式中中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中中の円外の右下の数字及び様式中中の下の数字は月を表すものとする。</p> <p>様式一・二 [略] 二 [略] 2・3 [略] (計量証明検査済証印等) 第56条 法第119条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中中の円外の右下の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中中の下の数字は月を表すものとする。</p>  <p>2 [略]</p>
--	--

附則
(施行期日)
第1条 この省令は、公布の日から施行する。
(装置検査証印の有効期間の満了の年月の表示に係る経過措置)
第2条 この省令による改正前の特定計量器検定検査規則第28条第3項中様式一から様式三までのいずれかの装置検査証印の有効期間の満了の年月の表示は、平成30年12月31日までに付されたものにあつては、その有効期間の満了の年月までは、この省令による改正後の特定計量器検定検査規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○ **平成30年3月30日 経済産業省令第12号**
計量法(平成4年法律第51号)第158条第1項及び計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)第4条第1項の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令
計量法関係手数料規則(平成5年通商産業省令第66号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																								
<p>別表第一の一三 (第四条第二項関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定計量器</td> <td>試験</td> <td>減ずる金額</td> </tr> <tr> <td>一～三 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>四 積算熱量</td> <td>1～5 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、514,900円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、455,400円とする。</p> <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	特定計量器	試験	減ずる金額	一～三 [略]	[略]	[略]	四 積算熱量	1～5 [略]	[略]	計	[略]	[略]	<p>別表第一の一三 (第四条第二項関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定計量器</td> <td>試験</td> <td>減ずる金額</td> </tr> <tr> <td>一～三 [略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>四 積算熱量</td> <td>1～5 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、514,900円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、455,400円とする。</p> <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	特定計量器	試験	減ずる金額	一～三 [略]	[略]	[略]	四 積算熱量	1～5 [略]	[略]	計	[略]	[略]
特定計量器	試験	減ずる金額																							
一～三 [略]	[略]	[略]																							
四 積算熱量	1～5 [略]	[略]																							
計	[略]	[略]																							
特定計量器	試験	減ずる金額																							
一～三 [略]	[略]	[略]																							
四 積算熱量	1～5 [略]	[略]																							
計	[略]	[略]																							

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○ **平成30年3月30日 経済産業省令第13号**
計量法(平成4年法律第51号)第106条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令
指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定の申請) 第9条 法第106条第1項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三 [略] 四 次に掲げる事項を記載した書面 イ ホ [略] ハ 検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に関する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者(トにおいて「検定管理責任者」という。)の氏名 ト 次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあっては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去二年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日 チ・リ [略] 五・六 [略] 2 [略]</p>	<p>(指定の申請) 第9条 法第106条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三 [略] 四 次に掲げる事項を記載した書面 イ ホ [略] [新設] [新設] ハ・ト [略] 五・六 [略] 2 [略]</p>

別表第一（第二条、第十七条関係）					別表第一（第二条、第十七条関係）						
特定計量器	検査設備	名称	性能	条件	人数	特定計量器	検査設備	名称	性能	条件	人数
質量計	[略]			少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一 [略] 二 研究所の「短期計量講習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	[略]	質量計	[略]			少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一 [略] 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の「短期計量講習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	[略]
皮革面積計	[略]				[略]	皮革面積計	[略]				[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成30年4月1日から施行する。



○ 平成30年3月30日 経済産業省令第14号

計量法（平成4年法律第51号）第96条の規定に基づき、指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（基準適合証印）</p> <p>第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大ききとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。</p>  <p>2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分とが適切でない国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合には、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。（年月の表示）</p> <p>第9条 基準適合証印とともに付する法第96条第2項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第3項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、「打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合には」とあるのは「付する方法にかかわらず」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準適合証印とともに付する法第96条第2項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第3項の基準適合証印を付した年月の表示の方法が適切でない研究所又は日本電気計器検定所が認める場合には、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。</p> <p>3 前二項の年月は、法第96条第2項の年月にあっては第7条第2号の検査を行った日を起算として定め、法第96条第3項の表示を付した年月にあっては第7条第2号の検査を行った日の属する年月として定める。（はり付け印による基準適合証印の表示）</p> <p>第9条の2 基準適合証印をはり付け印により付する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	<p>（基準適合証印）</p> <p>第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大ききとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。</p>  <p>2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の本体の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分とが適切でない国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合には、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。（年月の表示）</p> <p>第9条 基準適合証印とともに付する法第96条第2項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第3項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合には、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第25条及び第26条の規定を準用する。</p> <p>[新設]</p> <p>2 前項の年月は、法第96条第2項の年月にあっては第7条第2号の検査を行った日を起算として定め、法第96条第3項の表示を付した年月にあっては第7条第2号の検査を行った日の属する年月として定める。（はり付け印による基準適合証印の表示）</p> <p>第9条の2 はり付け印の形状により基準適合証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。</p> <p>2 [略]</p>

○ 平成30年3月30日 経済産業省令第57号

計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）等の規定に基づき、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合はの様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合はの様式を次のように定める。

平成30年3月30日 経済産業大臣 世耕 弘成

計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合はの様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合はの様式を定める件

（西暦年数の表記方法）






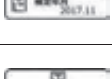
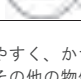
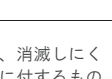
第1条 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第15条第2号並びに特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。）第25条第1項（指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号。以下「指定製造省令」という。）第9条第1項で準用する場合を含む。）、第26条（指定製造省令第9条第1項で準用する場合を含む。）、第28条第3項、第35条、第48条第1項第1号（検則第61条で準用する場合を含む。）及び第56条第1項（検則第63条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、経済産業大臣が別に定める方法は、次の例のように、西暦年数の十位以下の数字の前にアポストロフィを付する方法とする。

（例）西暦2017年の場合

1 前項において、アポストロフィを付することが構造及び使用状況からみて著しく困難な場合には、これを要しない。この場合において、当該数字が西暦年数の十位以下である旨の表示を、当該数字の表記に近接した箇所又は特定計量器の本体の見やすい箇所に、明瞭に付するように努めなければならない。

（検定証印をはり付け印により付する場合はの様式）

第2条 検則第26条の2第1項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる場合に並び、同表の中欄又は下欄に掲げるとおりとする。

一 計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第72条第2項の規定により検定証印の有効期間の満了の年月を表示し、かつ、同条第3項の規定により検定を行った年月を表示する場合		
二 法第72条第2項の規定により、検定証印の有効期間の満了の年月を表示する場合（前号に掲げる場合を除く。）		
三 法第72条第3項の規定により、検定を行った年月を表示する場合（第1号に掲げる場合を除く。）		
四 前三号に掲げる場合以外の場合		
備考	<p>1 特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物体に付するものとする。</p> <p>2 明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。</p> <p>3 色は、検定証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。</p> <p>4 中欄に掲げる様式の外枠の形状は円形とする。</p> <p>5 下欄に掲げる様式の横の長さは、当該様式の縦の長さの五倍以下とする。</p>	

2 前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一 都道府県、国立研究開発法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所 その名称又は略称



二 指定検定機関 経済産業大臣が認めた当該指定検定機関を表す記号



（基準適合証印をはり付け印により付する場合はの様式）

第3条 指定製造省令第9条の2第1項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の各号の要件を満たす様式とする。

- 一 基準適合証印の下に、法第16条第1項第2号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を表示するものとする。
 - 二 特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付するものとする。
 - 三 明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。
 - 四 色は、基準適合証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。
- （例）



附 則
(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第2条 指定製造省令第8条第3項の規定に基づき付された基準適合証印であつて、平成30年12月31日までに付されたものについては、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 平成30年4月3日 経済産業省告示第77号
計量法第16条第1項第2号ロの外国製造事業者の指定
【28CN16 平成30年3月15日指定 血圧計第1類 Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd.】
- 平成30年4月3日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第408号
計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録(平成30年3月2日登録)
【0060 株式会社千代田テクノ(東京都) 株式会社千代田テクノ大洗研究所(茨城県) 放射線・放射能・中性子 α/β線核種】
【0062 公益財団法人放射線計測協会(茨城県) 公益財団法人放射線計測協会(茨城県) 放射線・放射能・中性子 中性子測定器】
- 平成30年4月4日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第59号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年3月16日承認)
【第Q183号 オムロンヘルスケア株式会社 京都府 アネロイド型血圧計】
【第Q184号 オムロンヘルスケア株式会社 京都府 アネロイド型血圧計】
- 平成30年4月4日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第60号
計量法第89条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年3月16日承認)
【第D182号 Mettler Toledo (Albstadt) GmbH 非自動はかり】
- 平成30年4月12日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第61号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年3月26日承認)
【第S E181号 株式会社堀場製作所 京都府 ジルコニア式酸素濃度計】
【第S F182号 株式会社堀場製作所 京都府 磁気式酸素濃度計】
【第S A S181号 株式会社堀場製作所 京都府 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計】
【第S A C181号 株式会社堀場製作所 京都府 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計】
【第S C181号 株式会社堀場製作所 京都府 化学発光式窒素酸化物濃度計】
- 平成30年4月12日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第62号
計量法第81条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年3月26日承認)
【第Q185号 アズワン株式会社 大阪府 アネロイド型血圧計】
- 平成30年4月13日 経済産業省告示第82号
計量法第16条第1項第2号ロの指定製造事業者の指定
【132602 平成30年3月27日指定 自動車等給油メーター 株式会社富永製作所 京都府】
- 平成30年4月17日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第409号
計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録(平成30年3月20日登録)
【312 株式会社中京試験機(愛知県) 株式会社中京試験機(愛知県) 硬さ ピッカース硬さ試験機等】
(平成30年3月22日登録)
【109 株式会社ミットヨ(神奈川県) 株式会社ミットヨテクノサービス事業本部広島キャリブレーションセンタ(広島県) 硬さ ピッカース硬さ試験機等】
- 平成30年4月17日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第63号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年3月28日承認)
【第D183号 株式会社クボタ 大阪府 非自動はかり】
- 平成30年4月18日 計量士国家試験合格者
計量法施行規則第69条の規定に基づき、平成30年3月4日に実施した計量士国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。
● 環境計量士(濃度関係)(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けている者)
試験地 札幌 【番号省略: 1名】
試験地 仙台 【番号省略: 2名】
試験地 東京 【番号省略: 13名】
試験地 名古屋 【番号省略: 2名】
試験地 大阪 【番号省略: 10名】
試験地 広島 【番号省略: 2名】
試験地 高松 【番号省略: 1名】
試験地 福岡 【番号省略: 1名】
● 環境計量士(濃度関係)(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けていない者)
試験地 札幌 【番号省略: 15名】
試験地 仙台 【番号省略: 34名】
試験地 東京 【番号省略: 160名】
試験地 名古屋 【番号省略: 63名】
試験地 大阪 【番号省略: 58名】

- 試験地 広島 【番号省略: 12名】
- 試験地 高松 【番号省略: 31名】
- 試験地 福岡 【番号省略: 35名】
- 試験地 那覇 【番号省略: 3名】

- 環境計量士(騒音・振動関係)(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けている者)
試験地 札幌 【番号省略: 7名】
試験地 仙台 【番号省略: 8名】
試験地 東京 【番号省略: 35名】
試験地 名古屋 【番号省略: 16名】
試験地 大阪 【番号省略: 12名】
試験地 広島 【番号省略: 3名】
試験地 高松 【番号省略: 7名】
試験地 福岡 【番号省略: 9名】
試験地 那覇 【番号省略: 1名】
 - 環境計量士(騒音・振動関係)(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けていない者)
試験地 札幌 【番号省略: 2名】
試験地 仙台 【番号省略: 1名】
試験地 東京 【番号省略: 27名】
試験地 名古屋 【番号省略: 4名】
試験地 大阪 【番号省略: 14名】
試験地 広島 【番号省略: 4名】
試験地 高松 【番号省略: 6名】
試験地 福岡 【番号省略: 5名】
 - 一般計量士(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けている者)
試験地 札幌 【番号省略: 1名】
試験地 仙台 【番号省略: 2名】
試験地 東京 【番号省略: 17名】
試験地 名古屋 【番号省略: 13名】
試験地 大阪 【番号省略: 7名】
試験地 広島 【番号省略: 2名】
試験地 高松 【番号省略: 2名】
試験地 福岡 【番号省略: 3名】
 - 一般計量士(計量法施行規則第63条第2項の規定による試験科目の免除を受けていない者)
試験地 札幌 【番号省略: 2名】
試験地 仙台 【番号省略: 3名】
試験地 東京 【番号省略: 62名】
試験地 名古屋 【番号省略: 28名】
試験地 大阪 【番号省略: 39名】
試験地 広島 【番号省略: 3名】
試験地 高松 【番号省略: 10名】
試験地 福岡 【番号省略: 11名】
- 合格者数 809名
- 平成30年4月19日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第1号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年4月3日承認)
【第L181号 アズビル金門青森株式会社 青森県 水道メーター】
 - 平成30年4月19日 国立研究開発法人 産業技術総合研究所公告第2号
計量法施行規則(平成13年経済産業省令第29号)第121条の規定に基づき、平成30年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。
一 試験期日 平成30年6月22日
二 試験場所
1 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 つくばセンター(茨城県つくば市東1丁目1番地1)
2 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 関西センター(大阪府池田市緑丘1丁目八番31号)
三 試験科目 数学、物理及び一般常識
四 教習期間 平成30年9月11日から平成30年12月7日まで
五 教習概要 計量法(平成4年法律第51号)第166条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務を教授する。
六 入所定員 40名
七 受験願書等の提出期限 平成30年5月17日必着
八 受験願書等提出先
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 計量研修センター
〒305-8561 茨城県つくば市東1丁目1番地1 中央第一外周 さくら館
九 提出書類(各1通)
1 一般計量教習入所試験受験願書(国立研究開発法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第1)
2 履歴書(国立研究開発法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第2)
3 推薦書(受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書)。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。
4 写真(大きさは、縦4.5センチメートル・横3.5センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前3ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署し履歴書に貼付すること)
5 健康診断書(提出日前1年以内に診断を受けたもの)
6 受験者本人のあて名を明記した返信用封筒(大きさは角形2号で、「簡

- 易書留」と朱書きし、450円切手を貼付のこと)
- 十 提出方法 郵送による場合は、簡易書留等配達記録が残る方法で送付すること。
- 十一 その他
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 計量研修センターのホームページ <https://www.nmij.jp/~metrotrain/>において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。
- 平成30年4月24日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第3号
計量法第89条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年4月6日承認)
【第D184号 Minebea Intec Bovenden GmbH & Co. KG 非自動はかり】
- 平成30年5月2日 日本電気計器検定所公告第30-1号
電気計器の型式承認(平成30年4月16日承認)
【第4367号 普通電力量計 D24D-T 大同日本株式会社 交流単相2線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4368号 普通電力量計 D21WD-T 大同日本株式会社 交流単相2線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4369号 普通電力量計 D26D-TE 大同日本株式会社 交流単相2線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4370号 普通電力量計 D26WD-TE 大同日本株式会社 交流単相2線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4371号 普通電力量計 D25D-T 大同日本株式会社 交流単相2線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4372号 普通電力量計 D24WD-T 大同日本株式会社 交流単相2線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4373号 普通電力量計 D27D-TE 大同日本株式会社 交流単相2線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4374号 普通電力量計 D27WD-TE 大同日本株式会社 交流単相2線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4375号 普通電力量計 D32D-T 大同日本株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4376号 普通電力量計 D32WD-T 大同日本株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4377号 普通電力量計 D13D-TE 大同日本株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4378号 普通電力量計 D31WD-TE 大同日本株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50.60Hz】
【第4379号 普通電力量計 D37D-T 大同日本株式会社 交流3相3線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4380号 普通電力量計 D34WD-T 大同日本株式会社 交流3相3線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4381号 普通電力量計 D39D-T 大同日本株式会社 交流3相3線式 200V 120A 50.60Hz】
【第4382号 普通電力量計 D34WD-TE 大同日本株式会社 交流3相3線式 200V 120A 50.60Hz】
- 平成30年5月9日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第4号
計量法第81条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年4月18日承認)
【第L182号 大豊機工株式会社 兵庫県 水道メーター】
- 平成30年5月16日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第5号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年4月24日承認)
【第K185号 愛知時計電機株式会社 愛知県 ガスメーター】
【第K186号 関西ガスメータ株式会社 京都府 ガスメーター】
【第K187号 株式会社竹中製作所 千葉県 ガスメーター】
- 平成30年5月22日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第411号
計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録(平成30年4月26日登録)
【225 公益財団法人医用原子力技術研究振興財団(東京都) 公益財団法人医用原子力技術研究振興財団線量校正センター(千葉県) 電気(直流・低周波) 直流・低周波測定器等】
- 平成30年5月30日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第7号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年5月9日承認)
【第D185号 東洋精工株式会社 福岡県 非自動はかり】
- 平成30年5月30日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第8号
計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年5月10日承認)
【第Q186号 株式会社三恵 千葉県 アネロイド型血圧計】
- 平成30年5月30日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第9号
計量法第89条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認(平成30年5月10日承認)
【第D186号 Mettler-Toledo(Changzhou) Measurement Technology LTD 非自動はかり】
【第H182号 西鉄城精電科技(江門)有限公司 抵抗体温計】
- 平成30年5月31日 国立研究開発法人 産業技術総合研究所公告第6号
計量法施行規則(平成13年経済産業省令第29号)第121条の規定に基づき、環境計量講習(濃度関係)及び環境計量講習(騒音・振動関係)に関し必要な事項を次のように公告する。

- 二 講習期間
(濃度関係)
第1回 平成30年7月10日から平成30年7月13日まで
第2回 平成30年7月24日から平成30年7月27日まで
第3回 平成30年7月31日から平成30年8月3日まで
第4回 平成30年8月21日から平成30年8月24日まで
第5回 平成30年9月11日から平成30年9月14日まで
第6回 平成30年9月25日から平成30年9月28日まで
第7回 平成30年10月23日から平成30年10月26日まで
なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。
(騒音・振動関係)
第1回 平成30年9月3日から平成30年9月7日まで
第2回 平成30年10月15日から平成30年10月19日まで
第3回 平成30年11月5日から平成30年11月9日まで
なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。
- 三 講習会場
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 計量研修センター実習棟
茨城県つくば市東1丁目1番地1 中央第5
- 四 講習の概要
環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)になろうとする者に必要な実習
- 五 受講料
(濃度関係) 91,100円
(騒音・振動関係) 57,700円
- 六 受講定員
(濃度関係) 各回30名
(騒音・振動関係) 各回24名
- 七 受講申請書提出期間 平成30年5月31日から平成30年6月29日まで
(郵送による場合は、最終日必着とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。)
- 八 受講申請書提出先
〒305-8561 茨城県つくば市東1丁目1番地1 中央第1 外周 さくら館
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 計量研修センター
- 九 提出書類 濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通
1 履歴書(国立研究開発法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第2)
2 受講申請書(国立研究開発法人 産業技術総合研究所が定める別紙様式第3)
3 受講に関する調査票
4 写真(大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、正面、半身、脱帽、提出前3ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署し履歴書に貼付すること)
5 環境計量士国家試験合格証書の写し又は合格証明書の写し
6 申請者本人のあて名を明記した返信用封筒(大きさは、角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、450円切手を貼付)
- 十 提出方法 郵送による場合は、簡易書留等配達記録が残る方法で送付すること。
- 十一 その他
受講の決定は、受講に関する調査票の受講回の希望から、また希望の受講回が定員となったとき及び希望の記述が無い場合は早い回から、先着順に割り当てる方法で行う。決定次第受講決定通知を送付する。
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 計量研修センターのホームページ <https://www.nmij.jp/~metrotrain/>において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。
- 一 受講資格 計量士国家試験(濃度関係又は騒音・振動関係)に合格した者で、計量法第122条2項1号(登録)及び施行規則第51条(登録の条件)に定める条件に満たない者



計量士国家試験 合格体験記

—第68回計量士国家試験 環境計量士(濃度関係)合格—

安井株式会社
荒殿 剛

〈勤務先の紹介／担当業務〉

弊社は、主に医療機器向けのプラスチック製造を行っています。近年は、これまでの部品供給メーカーから脱却するため、医療産業への本格参入を目指して、私の所属する開発部が中心となり取組んできました。そして、初めての自社オリジナル製品の開発をし、昨年度新たにメディカル部門を立ち上げ、念願の上市を果たしました。国内に限らず、海外からの問い合わせも多くあり、今後に期待が掛かります。

主に外科系手術の時に切開して皮膚などを広げて保持しておくために使用する鉤(こう)という器具があり、従来から金属製が主流でしたが、新規開発品「koplight(コウプライト)」は、自社技術の透明プラスチックで置き換え、更にコードレスのLED照明器を付けることで先端を光らせることができる画期的な製品です。

医療現場のニーズなど自ら情報収集を行い、自社の基盤技術やその他異業種分野の技術を融合し、設計開発～試作～評価まで概ね3年を要しました。医療機器なので、製品の届出など薬事申請手続きがあり、予想以上にハードルは高かったですが、無事に事業化することができました。



医療用手術器具「コウプライト」

〈担当業務と計量士国家試験を受けるきっかけ〉

環境計量士を目指したきっかけは、実際に会社で計量に関する実務を担当しているわけではありませんが、開発部での研究・開発だけでなく、製造部門のクレーム対応、品質改善など社内での他業務にも幅広く関わる機会が増えてきたことや、自社内で基本的な分析が行える環境づくり推進のため、数多くの分析機器や測定器具の導入、分析できる社員の育成に力を入れようとしていることから、機器の操作方法、基礎化学、統計解析、計量などに関する知識や技能を身に付ける必要があると思い、環境計量士に求められる技能は、ちょうど会社にとっても有用な技能だと考えました。

また、同時期にQC検定や技術士(化学部門)にチャレンジしており、試験内容も共通、類似する部分が多いことから、勉強した内容が相互に有効活用できると考えました。

〈過去の試験の振り返り〉

恥ずかしながら、合格するまでになんと5回も受験しています。言い訳になりますが、この5年間は、前述の新規医療機器の開発業務の中心を担っていたこともあり、本当に激務でした。受験日程の3月は、年度末で業務上繁忙期に当たります。毎年、国や県などの複数の補助事業を並行して実施しているため、当年度の実績報告と次年度の事業計画が重なり、しかも我が開発部は4名(5年前は私1名のみ!)なので、深夜残業や休日出勤も頻繁です。その状況で勉強が中途半端になり、不合格の繰返しになりました。気がついたときには、もう受験申込みが終わっていて受験できなかったなんて年もあったくらいです。私は、大学と大学院で化学を専攻しており、一般的な受験生と比較すると有利な状況にあったにもかかわらずこの結果なので、小手先の対策で受かるほど簡単な試験ではないということを痛感しました。

〈各年の得点、合格点など〉

年度	自己得点	合格点	合格率	合否	コメント
2013年 第63回	専門2科目合計：22 共通2科目合計：29	23 30	12.7%	不合格	専門、共通科目両方とも得点不足
2014年 第64回	専門2科目合計：21 共通2科目合計：34	22 30	15.1%	不合格	専門科目は、過去最も低い合格点で1点届かず
2015年 第65回	専門2科目合計：19 共通2科目合計：35	25 30	14.6%	不合格	専門科目で4割を切る 「環濃」がボロボロ
2016年 第66回	専門2科目合計：24 共通2科目合計：36	27 30	15.3%	不合格	共通科目は「計量管理」で稼ぐ
2017年 第67回	専門2科目合計：－ 共通2科目合計：－	27 30	15.2%	－	10月に受験申請書提出忘れ、受験できず
2018年 第68回	専門2科目合計：30 共通2科目合計：38	26 30	15.2%	合格	専門科目で何とか30点に到達

〈受験対策として工夫したこと（時間の活用の仕方 や具体的な勉強方法など）〉

過去4回も失敗すると、今までとは何か取組み方を変えなければならないと思い、そのきっかけとして日計振の講習会を受講することにしました。まず問題点として、毎年のサイクルで直前は忙しく、勉強する時間が激減することは予想できたので、限られた時間の中でいかに効率良く取り組むかを考えました。講習会では、毎年の出題傾向と勉強のポイントを十分に把握することができました。

例えば、私の場合、学生の頃に専門だった有機反応化学だけは正解したいという意識が強く働き、有機化学の専門書籍を何冊も使って、かなり詳細に多くの勉強時間を費やしていました。実際には出題数が少なく（毎年2問程度）、解答に多くの時間を必要とする問題がほとんどで、しかも正解率が低かったということに気づきました。

このような無駄をなくすために勉強量と出題率、難易度を総合的に判断し、思い切って捨てる勇気も必要だと実感しました。乱暴な言い方をすれば、この分野は興味があるから、業務に必要なだからとかいう理由は一旦捨て、とにかくもう6割取って受かればいいと割り切りました。

逆に、かなりの頻度で出題され、丁寧に勉強すれば高確率で正解できる分野を優先し、重点的に対策することで、少ない時間で最大の効果を発揮できると思います。

まず10月末の準備講習会が、勉強を開始するタ

イミングとして最適で、11月までは講習会のテキストで自分の得意分野と苦手分野を見極めながら、出題範囲を一通り基礎的な内容を中心に軽く確認していきました。12月～1月は年末年始で、行事や休みも多く、あまり勉強できませんでした。そこでブランクが空いた2月前半に直前講習会で再び意識づけができ、残り1ヶ月のラストスパートを掛けることができました。

〈日計振の「準備・直前対策講習会」で役立てたこと（講義内容や講義資料など）〉

まず始めに試験5ヶ月前の10月に開催された「計量士国家試験準備講習会（東京会場）」に参加しました。この講座は、専用のテキストを使って講義するもので、特に役に立ったと感じたのは「計量関係法規」でした。非常に範囲の広い内容で、独特の条文の言い回しに加え、同じような用語と数字のオンパレードで整理して覚えるのにもいつも苦労しており、多くの時間を掛ける割に点数が伸びないでいました（毎年の得点：4割～5割）。

講習会で使用したテキストには、条文ごとに説明文と関連する施行令、施行規則などがまとめて記載されており、非常に覚えやすく構成されていました。さらに講師が覚えるポイントを過去の出題例や具体的な実務例をもとに的確に説明してくれるので、条文の字面だけでなく、意味を掘り下げて状況をイメージしやすくなったり、頻出分野を中心に学習できたのがこれまでとは明らかに違う点でした。例えば

「あらかじめ（事業届出）／遅滞なく（変更届出）」の使い分け、遵守しない時などの「勧告／公表／命令」の順序、「指定、登録、届出、立入検査に関する権限を有している者」の区別、様々ある「有効期間」の違い、「計量単位、特定物象量」のうち頻出項目について、うまく整理して覚えることができました（今年の得点：7割）。

この講習会では、試験範囲をすべて網羅したテキストと、過去5年の問題に詳細な解説をした問題集を使用して、1科目に1日掛けて丁寧に講義があるので、内容はとても充実しています。

そして、試験1ヶ月前の2月開催の「計量士国家試験直前対策講習会（東京会場）」で最後の仕上げを行い、過去問を中心に傾向別に分類して解答のための考え方、最後の勉強のやり方を教えて頂きました。

〈試験直前期の勉強方法〉

直前の3週間は、家では誘惑が多いので、ファミレスやカフェ、図書館を転々としながら集中して勉強しました。勉強時間は平日が3～6時間、休日が6～12時間でした。

①「環境計量に関する基礎知識」は、環境法規が5問あり、いつも1～2問しか取れない苦手分野です。環境基本法条文の虫食い問題はどこからでも出題されるので取りこぼしやすく、水質汚濁防止法や大気汚染防止法で定義・指定された物質を選択する問題も混同しやすく間違いやすいです。丁寧に関連法令を読み込む必要があります。有機化学では、反応機構の問題が、必ず出題されていますが、1問のボリュームが大きく、時間が掛かるので、有機化合物の構造（軌道、芳香族性）、異性体、性質（酸・塩基、置換基効果）などに着目して勉強しました。同じ1問なら楽に解答できる設問を選択した方がより効率的です。その他は、講習会で重要分野として時間を掛けて解説して頂いた酸化・還元、気体の状態方程式、平衡、熱力学、結晶構造、放射性崩壊などが今年は出題されました。

②「化学分析概論及び濃度の計量」は、最も苦手な分野で、特にJISに関する問題は、現場で実際に使っている人はともかく、そうでない人にとっては非常に厄介です。機器分析は、普段装置を使用していないので、どのカラムや検出器を選択するかなどイメージが湧かずに覚えるのに大変苦労しました。直

前は、講習会でまとめられていた過去5年の出題傾向をもとに毎年出題されている頻出分野に絞って（それ以外はやらない！）、講師が教えてくれた解き方ポイントを見直ししながら、確実に覚えるようにしました。例えば、試料採取・前処理、機器分析（原子吸光、ICP発光、GC、LC、MS）、濃度計（イオン電極式、非分散系赤外線式、酸素、大気中浮遊粒子状物質）、工場排水試験方法（JISK0102）などです。

③「計量関係法規」は、講習会テキストを中心によく出る分野、講師に覚えておくように言われた内容をすべて一通り復習しました。直前には2回繰返し、過去問で補足するようにしました。

④「計量管理概論」については、講習会テキスト以外に以下の過去問を利用しました。1冊3年分で少なめですが、直前の時期には適量です。特に「計量管理概論」は、これ1冊でも全体像が大体網羅できると思います。解説が丁寧で、大変解りやすいです。私は、2冊6年分を2回繰返し、問題を解くというよりは、少しでも分からなければすぐに解説を見ながら内容を覚えていくようにしました。過去問は、毎年必ず出る問題が何問かあるので、過去問をやりこむことでそのような問題を確実に得点できるようにすると思います。毎年この方法で8割程度取れていました。今年も分散分析、抜取検査、SN比、自動制御（伝達関数）、相関分析、SI単位などいつもと同じような問題だなという印象でした。

◆「環境計量士 国家試験問題 解答と解説—3. 法規・管理（平成21年～23年／平成24年～26年）」（コロナ社）

〈試験当日に向けて準備すべきことや心構えなど〉

試験が朝9：20から夕方15：50まで4科目4時間40分もあり、普段長時間机に向かってテストを受けることに慣れていないと集中力も散漫になります。前日追い込みで徹夜でもしたい気分になるのですが、集中力を維持するには、やはり前日から生活を整えておくべきです。私の住む宮崎県からだと受験地は電車で4時間以上かかる福岡県なので、前泊が必要です。同じ会場で、他の試験をしたり、近くで大きなイベントがあると直前は予約が取りにくくなり、試験会場から離れた所や、乗り換えが不便な所しかない場合もあります。早めにホテルの予約を済ませ、当日も余裕を持って試験会場に到着でき

るようにしておくといいでしょう。昼食も予め購入しておき、試験会場の座席で簡単に済ませ、できるだけ最後の見直しの時間に使いました。

どれだけ準備をしても、やはり本番は緊張して、少しでも詰まると焦って取り乱したり、時間が足りないと感じることがあるかも知れません。私は、残り2択もしくは3択までしか絞れない場合でも、最初は一旦答えを出しておき、迷った設問としてチェックはして、あまり時間を掛けずに一通り最後まで進むようにしました。そうすることによって、全体的に見て、どこに時間を掛けるべきか判断でき、自信のない設問が仮に5問続いたとしても、その後何問か楽に解ける設問が出てくると、そこで一旦落ち着いたりします。もし迷った設問を見直しできなくても、そこは運に任せて、どうせ解らない所に時間を掛けるくらいなら、時間が掛かっても確実に答えが出る設問があれば、そちらに費やした方が得

策です。また、計算問題は敬遠されがちですが、類似問題も多いので、得点源にできます。自分の解いた答えが選択肢にズバリあると確実性が高いので、ややこしい用語選択で迷うよりも安心です。

〈最後に〉

皆さん、業務を抱えて、忙しい中で受験に挑まれる方がほとんどだと思います。私の場合も、忙しいなりに勉強してやってきたつもりでしたが、やはり環境計量士の出題範囲はととても広く、時間は限られているので、勉強する内容が偏ったり、ポイントが絞れずに失敗しがちです。受験した5回とも勉強時間はそれほど変わらなかったにもかかわらず、今回5回目の受験で合格できたのは、講習会などを活用して合格するために必要最小限の労力で、最も効果を挙げられる分析と戦略を持って取組めたことが要因だと改めて思っています。





計量士国家試験 合格体験記

—第68回計量士国家試験—

—一般計量士合格—

川本電産株式会社
稲吉 秀紀

1. はじめに

初めまして。私は稲吉秀紀と申します。2017年の4月に、愛知県岡崎市にあります川本電産株式会社に入社いたしました。弊社は、ポンプ一筋の川本製作所から制御盤部門を独立した会社であり、現在ではポンプ用制御盤からすそ野を広げ、工作機械向けの制御盤なども製作・販売しております。ポンプ用制御盤メーカーで働くにあたり、インバータやモーターなどの専門的な知識が必要となりましたが、私の大学での研究は「太陽電池の発電を特殊な顕微鏡で観察する」というものであり、自分の強みになるほどの関連性はありませんでした。そこで何か得意分野を作ろうと考えた私は、資格を取ろうと会社の奨励資格一覧を手にししました。その中で私は、物を動かす制御盤に不可欠な計量という行為が名前に入っている「一般計量士」に大きな興味を持ちました。先輩社員に計量士について尋ねてみると、私の会社でも、ポンプを動かす制御盤を製作するために電流計、電圧計はもちろん、圧力計などの様々な計器を使用しており、その検査や校正を全て外部の企業の方に委託していることを知りました。自分が計量士となることで、会社の計量管理が確立され、コスト削減にもつながるのであればと思い今回の受験を決意しました。

2. 受験準備で最初に行ったこと

計量士試験に向けて最初に行った対策は、情報収集でした。周囲に計量士試験の経験者がいなかった私は、独学で勉強を進める他に選択肢はなく、手始めにインターネットを使用し、経済産業省のホームページから過去問題をダウンロードしました。しかし当然ながら、電気電子工学科を卒業した経験がアドバンテージになる「形質」、「計量基礎」の一部を除き、勉強せずには解けないことを実感しました。そこで日本計量振興協会さんが発行しているテキストと過去問題集を購入し、テキスト4冊と問題集4

冊のフルセットが手元に届いた後、まず一周、全部に目を通すことにしました。この時に設けた3つのルールが、「早く一通り、目を通すために、すぐに解答・解説を見ても良いのでスピード重視で進める。」、「この章の問題が、すぐ理解できそうか、それとも相当な時間がかかりそうか分類分けを行い、付箋を貼る。」、「わからない単語は即インターネット検索しノートにまとめる。」でした。科目毎に難易度も異なるように感じたので、専門的知識が無くても解けそうに感じた「計量管理」を足がかりに、「法規」に頻出する単語・言い回しを調べることで足場を整え、暗記に飽きたら数学・物理の問題を解く。というようなルーティーンで勉強をこつこつと進めていきました。

3. 直前講習会で行ったこと

勉強を始めて1、2ヵ月後、自力でコツコツ勉強を進めるのは、ものすごく骨が折れそうだと感じ始めました。コツの習得とモチベーションアップにより効率よく勉強を進めたいと考え、1月末の直前対策講習会への参加を決めました。講習会当日、私は一番前の席に座って受講しました。その理由は2つあり、1つが暗いプロジェクターの部屋で寝ないようにするためと、もう1つが先生の講義をクリアに録音するためでした。プロジェクターを使用する講義は、プレゼンテーションのスライドを印刷したものを配布していただけたため、講義の後でもそれを参考に復習を進めることができました。しかし、テキストを片手に口頭で説明を受けた計量関係法規では、説明を記録したメモを読み返した際に意味が理解できない時がありました。そのような場合に、録音した音声を聞き直すことでスムーズに復習を進めることが出来ました。解き方のコツについては、各科目の講師の先生が数年分の問題をご自身で解かれた経験から、「計量法10条から15条の範囲では、大臣は出てこないため、大臣という単語を見た瞬間

に誤りと判断可能。」「計量法10条は丸暗記する。」「今回の管理図の種類と対象の特性値は、計量値の管理図から出題されるのではないか。」「三角関数の値は0、30、45、60、90度で全て値を覚えておくこと。」等、早く解く方法や、山の張り方を教えて頂くことができました。

4. 直前講習会から前日までの過ごし方

直前講習会後の自主学習では、講習会で学んだ確実に正解したい問題と、自分の得意分野（数学や電気電子等）について重点的に取り組み、目を通したときに苦手だと感じていた分野には新たに手を出すことはしないという方針をとりました。満点は目指さず、各科目で確実に6割を超えることをノルマに勉強を進め、時間の節約を心掛けました。特に苦手だと感じていた法規では以下のような工夫を2つ行いました。1つが、時間の有効活用を目的として、会社への通勤時間中（往復1時間半）は毎日、直前講習会で録音した講義音声を繰り返し聞き込むこと。もうひとつが、馴染みの無い計量士関連のマークを、日常生活の中で実際に見つけることで、その

場面（添付画像1～3参照）ごとマークを思い起こせるようにしたことです。リスニング式の勉強では先生のイントネーションが関西地方特有のものであった事で頭に残りやすく、また計量士関連のマークも実物の質感がトリガーとなり正解を思い出しやすくなり、確実に加点できるだろうという自信を持つことができました。結果として私の試験結果では、法規が最高得点科目となったため、この勉強法が有効であったのではないかと感じています。その他の科目では、隙間時間で進めることが難しかったため、休日の10時から19時まで図書館に籠り、まとまった時間で一気に勉強を進め、問題集を3周解くことで自信を高めていきました。

5. 試験当日

不要な焦りを無くすため、当日は余裕をもって会場に向かい、持ち物のチェックやトイレを済ませました。テストとテストの間の休憩時間では、前の科目の答え合わせはせず、次の科目の勉強を行いました。ここでの勉強は、過去問を解き直すということではなく、過去に間違えた公式・言葉・数字（年数・



図1



図2



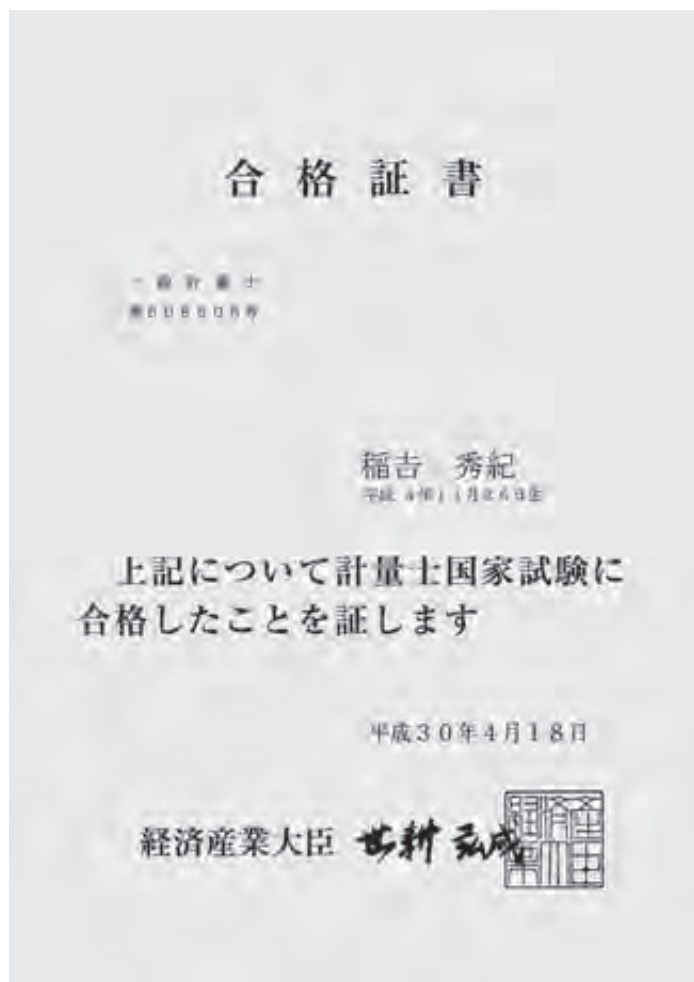
図3

三角関数の値)などをまとめた紙に目を通す程度に留めました。そしてテスト中は、問題文で「正しいものを選べ」を読んだら、その問題用紙の文に○をつけ、その逆の「誤っているものを選べ」には×印をつけることで、正誤どちらの選択肢を選べばよいのか、正しく認識する意識付けをしました。そして、テスト終了五分前になったら解く作業を中断し、マークシートの塗りつぶし(位置、個数、問題用紙に書いたメモとの対応)が、自分の意図したところについているか確認を行いました。以上の行動により計量士試験の自己採点では、ケアレスミスでの失点が0という結果を得ることができました。

6. 最後に

「社会人が忙しいのは当たり前。忙しいことを言い訳にしない。」という言葉で、直前講習会の先生

から伝えて頂きました。私自身も試験前の期間では、勉強を進めたい平日の夜に残業があり帰宅が遅くなる、どうしても抜けられない予定が入ってしまうなど、仕事と勉強そしてリフレッシュのバランスをとるのが大変だった記憶があります。「今晩は眠いし明日頑張ろうかな。」という思いが、ほぼ毎日、頭の中に思い浮かびましたが、この言葉を思いだし直前まで努力し続けることが出来ました。試験に合格したこれからも、この言葉を胸に、立派な計量士、そして社会人になれるよう努力を続けて参りたいと思います。次回の計量士試験を受ける皆さん、試験日は12月と寒い時期になりますが、体調管理に気をつけて勉強を頑張ってください。最後になりますが、直前講習会で講義をして頂いた先生方、そして私の体験記を読んで頂いた皆さんにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。



計量標準総合センター（NMIJ）の近況報告

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 計量標準調査室
島岡 一博

■ 1. 産業技術総合研究所 計量標準総合センターの最近の話題について

産総研 計量標準総合センター（NMIJ）では基準器検査、型式承認、計量講習等の法定計量に関わる業務に加え、国際単位系（SI）の7つの基本単位をはじめとする様々な単位を実現するための国家計量標準の研究開発、維持、供給、管理の業務を行っています。このうちSIについては、これまでも紹介してきているように、2018年の第26回国際度量衡総会（CGPM）で基本単位の定義改定が審議される予定です。今回の基本単位定義改定では、7つあるSI基本単位のうち4つの定義が改定され、結果として7つのすべてのSI基本単位が物理定数を用いて定義される予定です。この定義改定により、唯一残されていた人工物としての標準器である「キログラム原器」が廃止される等、科学的に見ても大きな出来事となることが予想されます。

これを受けて、NMIJではSI基本単位定義改定の内容や産業に与える影響を、産業界・学界・一般向け等様々な分野の方々を対象に紹介していく活動を実施していま

すが、今回はこの動きに関連して最近開催した、二つの講演会について紹介したいと思います。

一つ目としてNMIJは、去る2018年1月24日にTKP東京駅大手町カンファレンスセンターにてNMIJ国際計量シンポジウム2018 新時代を迎える計量基本単位 —SI定義改定のインパクト—を開催し、約140名の皆様にご参加頂きました（資料1）。本シンポジウムでは、冒頭挨拶で経済産業省から吉岡 勝彦 計量行政室長にご挨拶を頂きました。続いて海外から特別講師として国際度量衡局 局長Martin J.T. Milton氏をお招きし、メートル条約とSIの未来についてご講演を頂きました。一方、国内からは立教新座中学校・高等学校の渡部 智博 先生より「中等教育の現場における国際単位系（SI）の重要性」と題して中等教育の視点からご発表を頂いた他、アステラス製薬株式会社の鈴木 賢一 氏から「製薬会社から見た微小質量計測技術への期待」と題して、新しいキログラムの定義に基づいて発展が期待されている微小質量計測技術の製薬分野での応用の可能性についてご発表を頂きました。またNMIJの質量担当者からも、キログラムの定義改定に関する発表が行われました。これらの発表



資料1：NMIJ国際計量シンポジウム2018 会場風景

で使用された資料（の一部）については、NMIJのウェブサイト（<https://www.nmij.jp/public/event/2017/Forum2017/>）からダウンロードしてご覧になる事が可能です。本シンポジウムへは校正・分析分野以外からも多数のご参加を頂いており、様々な産業分野へのSI基本定義改定に関する情報提供という目的を達成できたと考えられます。

二つ目としてNMIJは、去る2018年4月25日に日本電気計器検定所 本社にて第十四回NMIJ国際計量シンポジウム 新時代を迎える計量基本単位—アンペアの定義改定と将来展望—を開催し、約50名の皆様にご参加頂きました（資料2）。本シンポジウムでは、海外から特別講師としてメートル条約 電気・磁気諮問委員会議長、オランダVSLチーフメトロロジストGert Rietveld氏をお

招きし、SI基本単位の一つであるアンペアの定義改定についてご講演を頂きました。一方、国内からは株式会社日本ファインケムの釣 一博 氏より「日本ファインケムにおける高抵抗器開発と評価」と題して電子部品製造分野の視点からご発表を頂いた他、日本電気計器検定所の秋山 秋生 氏から「スマートメータ通信へのJEMICの取組み」と題してご発表を頂きました。これら講演会等の活動を含むSI定義改定に関する情報につきましては、NMIJウェブサイトのSI定義改定特設ページ（<https://www.nmij.jp/transport.html>）にて順次情報発信していく予定です。

以上、簡単では御座いますが、産総研 計量標準総合センターを巡る最近の話題について紹介しました。



資料2：第十四回NMIJ国際計量シンポジウム 会場風景

■ 2. 産総研計量研修センター研修スケジュールについて

2018年4月から2018年5月にかけて産総研計量研修センターが開催した研修は以下の表のとおりです。なお今

〈2018年4月～2018年5月に実施された研修〉

期間	研修名	参加人数
2018年5月8日～10日	計量行政新人教習（つくば）	34
2018年5月22日～24日	計量行政新人教習（大阪）	38

後予定する研修の詳細については、官報掲載と計量研修センターのホームページ（<https://www.nmij.jp/~metroltrain/>）を通じてご案内します。

〈2018年7月～2018年9月に実施予定の研修〉

期間	研修名
2018年7月9日(月)～8月3日(金)	短期計量教習
2018年8月20日(月)～31日(金)	基礎計量教習
2018年9月4日(火)～6日(木)	指定検定機関講習(非自動はかり・燃料油メーター)
2018年9月11日(火)～12月7日(金)	一般計量教習
2018年7月10日(火)～13日(金)	環境計量講習(濃度①)
2018年7月24日(火)～27日(金)	環境計量講習(濃度②)
2018年7月31日(火)～8月3日(金)	環境計量講習(濃度③)
2018年8月21日(火)～24日(金)	環境計量講習(濃度④)
2018年9月3日(月)～7日(金)	環境計量講習(騒音・振動①)
2018年9月11日(火)～14日(金)	環境計量講習(濃度⑤)
2018年9月25日(火)～28日(金)	環境計量講習(濃度⑥)

■3. イベント情報

3.1 JASIS 2018

平成30年9月にJASIS展が幕張メッセにて開催されます。NMIJは昨年度から一領域を加えた、産総研 エレクトロニクス・製造領域及び、材料・化学領域と共同でブース展示を行う他、一般財団法人 化学物質評価研究機構(CERI)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)と研究機関コーナーで共同展示を行います。また講演関係では9月6日(木)に標準物質セミナー、9月7日(金)に産総研・分析計測標準研究部門 第4回シンポジウムを開催します。本セミナーおよびシンポジウムの内容と開催日時・会場は以下の通りです。

○NMIJ標準物質セミナー2018：～規制・規格における標準物質の役割～

NMIJでは規制や規格の中で求められる標準物質や技能試験の品質を確保するためのさまざまな活動を行っています。今年度は土壌分析において標準物質が求められる背景や、水道法への対応のために構築した標準物質供給体系、環境分析における技能試験の活用事例等を紹介いたします。また、今年度予定されているSI基本単位の定義改定に関する動向も紹介いたします。是非お気軽にご参加ください。

日時：2018年9月6日(木) 10：30～16：15
(受付開始10：00～)

会場：幕張メッセ 国際会議場 2F 国際会議室
登録：要 (WEBより) (参加費無料)

○産総研・分析計測標準研究部門 第4回シンポジウム：「極限計測・分析が加速する研究開発イノベーション」

分析計測標準研究部門では、新材料や製品開発に資する計測データを提供できる、X線、陽電子、中性子などの量子ビームによる材料診断・欠陥評価技術や、走査プローブ、イオンプローブ、超短パルスレーザプローブ等の顕微・分光技術を用いた先端的な基盤計測技術の研究開発を行っています。今回のセミナーでは、次世代の材料・デバイスの実現を加速する計測標準・分析技術、それらを活用したソリューション事例について紹介します。

日時：2018年9月7日(金) 10：00～15：30
(受付開始9：15～)

会場：幕張メッセ 国際会議場 2F 国際会議室
登録：要 (当日受付も可)

(<https://unit.aist.go.jp/rima/ja/event/index.html>) (参加費無料)

平成 30 年 計量士国家試験準備講習会

一般社団法人 日本計量振興協会

この講座は、計量士国家試験のための準備講習会であり、講師、内容共に充実した極めて効果的なものです。計量士国家試験は、合格率の低い試験の一つですが、この講習会では一つの科目に1日を充て丁寧に学ぶことが出来ます。科目ごとの基礎的知識と試験範囲を網羅したテキストのほかに、過去に出題された問題に詳しい解説を施した問題集(過去5年)及び速版 第 68 回計量士国家試験問題と解説をサブテキストとして使用していますので、勉強のポイントを十分に把握することができ、計量士国家試験のための最適な講習会です。

〈一般計量士〉 ■東京会場 平成 30 年 8 月 6 日 (月) ~8 月 9 日 (木)

日程	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	定員	締切日
	8 月 6 日 (月)	8 月 7 日 (火)	8 月 8 日 (水)	8 月 9 日 (木)		
時間	9:30~16:30	9:30~16:30	9:30~16:30	9:30~16:30	80 名	7/26
科目	計量に関する基礎知識	計量関係法規	計量管理概論	計量器概論及び質量の計量		
会場	日本計量会館 3F			自動車会館 2F		

〈環境計量士 (濃度関係)〉 ■東京会場 平成 30 年 8 月 7 日 (火) ~8 月 10 日 (金)

日程	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	定員	締切日
	8 月 7 日 (火)	8 月 8 日 (水)	8 月 9 日 (木)	8 月 10 日 (金)		
時間	9:30~16:30	9:30~16:30	9:30~16:30	9:30~16:30	24 名	7/26
科目	計量関係法規	計量管理概論	環境計量に関する基礎知識 (環境法規・基礎化学)	化学分析概論及び濃度の計量		
会場	自動車会館 2F					

【講習会受講料及びテキスト代】

	1 科目 (1 日間)	4 科目 (4 日間)
受講料	受講料 13,000 円 + 消費税	受講料 46,000 円 + 消費税
テキスト代	テキスト 1 冊 + 過去問題集 1 冊 + 速版 (6 科目) 価格は、科目によって異なります。 申込書価格 (税込) をご参照下さい。	テキスト 4 冊 + 過去問題集 4 冊 + 速版 1 冊 (6 科目) 一般 : 30,240 円 (税込) 環境 (濃度関係) : 33,696 円 (税込)

◎テキスト代は受講料に含まれません。テキスト及び問題集の価格等については当協会ホームページ

(<http://www.nikkeishin.or.jp/>) 計量士国家試験 テキスト・問題集をご覧ください。

- ★当協会会員の方は、**受講料の 10% を割引**しますので、申込書にその旨ご記入下さい。
- ★テキスト及び問題集のみの販売も行っています。代引きがご利用いただけるようになりました (代引き手数料はお客様負担です)。
- ★送料は当協会が負担します。

【申込方法】申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、又は e-mail にてお申込み下さい。受講票・テキスト等は請求書を添えてお送りします。(受講料等の払い戻しはいたしません。) 申込書は計量士国家試験準備講習会(平成 30 年)からダウンロードしてください。

第7回 質量測定に特化した不確かさセミナー

2018年11月16日(金)、日本計量会館で開催

「不確かさ」や「計測のトレーサビリティ」は、計測結果の信頼性を定量的に表現するため、世界的に認知されたキーワードです。今回、産業の広い分野で計測の基礎技術として適用されている質量測定を対象に、この不確かさの評価法を習得するセミナーを企画しました。

このセミナーは、田中秀幸氏（産業技術総合研究所）の監修を受け、精密質量計測と不確かさ分野の専門家を講師陣とし、国家質量標準へのトレーサビリティを確保した測定結果の不確かさ評価について講義を行います。

また、難解と言われている不確かさの学習法として、グループ演習を行い参加者の理解を段階的に深めることを特徴としています。

質量測定の客観的な信頼性の評価に役立てることができると、過去6回の開催をとおして、ご好評をいただいております。

主催： 不確かさセミナーワーキンググループ

共催： 一般社団法人 日本計量振興協会

質量測定に特化した不確かさセミナーの概要

- 【日 時】 2018年11月16日(金) 9時00分～17時00分
- 【会 場】 日本計量会館3階 〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1
- 【内 容】 田中秀幸氏（産総研）監修による「不確かさに関連する用語」、「不確かさ評価の原理」、「JCSS校正証明書を活用方法」、「空気浮力の補正」、「液体の質量測定の不確かさ」、「粉体の質量測定の不確かさ」の項目について、グループ演習により「バジェット表作成」や「不確かさを付与した報告」等を学び、「質量測定値に不確かさを付与する」を目指すセミナー
修了者にはセミナーの受講証明書を発行
- 【参加条件】
- ・表計算ソフト(エクセル) 又は関数電卓が扱える方
 - ・演習時に使用する関数電卓またはPCをご持参できる方
- 【参加費】 30,000円
- 【募集人数】 12名(先着順、定員になり次第締切)
- 【講 師】 植木 正明 元産業技術総合研究所
加藤 毅 日本食品分析センター
関根 光雄 製品評価技術基盤機構 認定センター
高澤 解人 製品評価技術基盤機構 認定センター
渡部 新一 計測自動制御学会 力学量計測部会
- 【申込方法】 件名を「11月16日不確かさセミナー参加申込」とし、氏名、所属、住所、連絡先(Tel・E-mail)、「PC持参」または「関数電卓持参」を明記
- 【申 込 先】 不確かさセミナー事務局(渡部新一) E-mail: y.watabe@dune.ocn.ne.jp
- 【申込期限】 2018年10月16日(火)

好評図書案内



中小企業向け測定基礎研修テキスト 第4版



本書は、長さ、質量及び温度に係わる測定基礎の研修に必要な内容が網羅された一冊です。

本書の内容

- 第1章 測定の基礎
- 第2章 測定器の基礎知識と使い方
- 第3章 測定器の管理
- 第4章 測定のべからず集、失敗事例

参考、引用規格及び参考文献、計量関連機関、関連講習会のご案内など

(平成30年6月発行の第4版1刷になります)

価格 会員 1,620円 (税込み)

価格 一般 3,240円 (税込み)

【申込先】

一般社団法人日本計量振興協会

事業部

TEL 03 (3269) 3259

FAX 03 (3268) 2553

e-mail jigyo@nikkeishin.or.jp

FAX または e-mail でお申し込みください。

編集後記

平成30年4月から新たに編集委員となりました東京都計量検定所の鈴木麗子と申します。私は、都職員として、下水道や地下鉄設備の設計業務や製品安全に関係する業務を経験した後、計量検定所に配属されました。計量検定所では、立入検査や普及啓発を担当してきましたが、現在は、登録・届出事務や適正計量管理事業所の指導を担当しています。計量業務に携わるようになって今年で7年目になりますが、いまだにわからないことだらけで、毎日奮闘しております。仕事をしていると、つい自分の担当部分にばかり目が向いて視野が狭くなりがちですが、計量ジャーナルの編集を通じて、自分自身の視野も広げてければと考えております。

さて、この夏号には計量士国家試験合格体験記が掲載されています。4月中旬の合格発表の結果を受け、検定所にも続々と相談が寄せられています。相談の多くは、実務経験に関するものです。特に、一般計量士は必ず実務経験が必要になりますから、実務経験を積むこと、さらには、実務経験の証明を受けることがなかなか大変で、国家試験に合格してもこの実務経験がネックとなって登録に至らない人が結構いるのではないかと思います。計量士の登録事務を行いながら、国家試験に合格するのも大変ですが、登録までの道のりも大変だということを実感しております。

計量は非常に奥が深く、難しい業務であると思います。定年間近になってやっとわかってきたという声も聞こえてきます。さらに、昨今は、計量制度の見直しも進められてきているところです。そのような中で、計量ジャーナルが皆様に的確な情報を提供できる情報誌となるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

《鈴木麗子》

訂正とお詫び

前号 (Vol. 38-1) 25頁 自動はかりの計量管理推進委員会 (平成29年度) 報告につきまして、1 はじめに (左段上から1行目:平成25年⇒平成26年、3行目:同年12月から⇒以来) の訂正となります。お詫びを申し上げます

編集委員

島岡 一博 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
鈴木 麗子 東京都計量検定所
吉野 博 株式会社 新興度量衡製作所
関口 基 前橋市計量検査所
竹添 雅雄 一般社団法人 東京都計量協会
(事務局)
倉野 恭充 事業部長
溝上 秀司 事業部

機関誌に関するご意見、ご感想をお待ちしております。

日本計量振興協会のホームページアドレス

<http://www.nikkeishin.or.jp>

☒総務部: soumu@nikkeishin.or.jp

☒推進部: mail@nikkeishin.or.jp

☒事業部: jigyo@nikkeishin.or.jp

☒試験・校正センター: center@nikkeishin.or.jp

計量ジャーナル 第150号

Summer, Vol.38-2 / 2018

発行日 平成30年7月15日

発行責任者 河住春樹

発行所 一般社団法人 日本計量振興協会

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL: 03-3269-3259

FAX: 03-3268-2553

印刷所 第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL: 03-3267-8211